

払金額等を、支払いを受けた方の居住する市町村に報告する書類

持参するもの

- ・印かん
 - ・事業所得(営業・農業等)の方は、収支内訳明細書など収入・支出の分かる書類
 - ・給与所得者や年金受給者は源泉徴収票
 - ・所得控除に必要な書類(医療費、社会保険料、生命保険料、地震保険料などの領収書または証明書、障害の分かる各種手帳または認定書など)
 - ・マイナンバーに係る本人確認書類
 - ・社会保険料のうち「国民年金等」は、日本年金機構や各年金基金発行の控除証明書の添付が必要です。
- ※還付申告をする方は、申告者本人名義の預貯金口座の分かるものを持参してください。

申告をしなかったら

税の申告は、国民健康保険税や介護保険料の算定資料、福祉・医療・教育資金などの給付や保育料などの判定基準にもなっています。期限までに申告しなかった場合、国民健康保険税や介護保険料が正しく算定されなかったり、各種申請や手続きに必要な所得証明書等が発行できなくなったりしますので、期限内に必ず申告してください。

事業等による所得のある方の申告相談は

平成26年1月以降、事業所得・農業所得・不動産所得等が生ずる業務を行っている全ての方に、記帳と帳簿等の保存が義務付けられました。

収支内訳書の作成の相談を希望する方は、帳簿等と前年の申告書控えも持参してください。

個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告は3月31日までに

令和元(平成31)年分において「課税事業者」となるのは、次の方々です。

- ・平成29年分の課税売上高が1千万円を超える事業者
- ・平成29年分の課税売上高が1千万円以下の事業者で、平成30年12月末までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出している事業者

・前項に該当しない場合で、平成30年1月1日から平成30年6月30日までの期間(特定期間)の課税売上高が1千万円を超える事業者

※消費税及び地方消費税の確定申告書には、課税期間中の課税売上げの額及び課税仕入れ等の税額に関する付表(明細書)を添付する必要がありますのでご注意ください。

問 東金税務署

☎ 0475(52)3121

税務課住民税班

☎ (84)1212

東金青色申告会から決算・確定申告相談会のご案内

東金青色申告会では、記帳・決算・申告までを丁寧に指導、支援しています。減価償却の計算でお困りの方も、ぜひご相談ください。

青色申告とは 一定の帳簿を備えて毎日の取引を正しく記帳し、その記帳に基づいて所得と税額をご自身で計算・申告し、納税する制度です。節税効果の大きな特典が認められており、納税者にとって有利な制度です。

◎決算・確定申告相談会 ～青色申告の方は、ぜひ青色会館へ～

青色申告の方を対象に、所得税確定申告書の相談・預かりを受け付けます。

と き 2月17日(月)～3月16日(月)
午前9時30分～正午、午後1時～4時
※2月23日(日)・24日(振休)、3月1日(日)・8日(日)・15日(日)を除く

ところ 東金青色会館(東金市南上宿2-8-16)

対象 全ての個人事業者(営業、農業、不動産等)

その他 3月17日(火)から31日(火)までの土・日曜日、祝日を除く毎日、消費税の申告相談も受け付けていますので、事前に電話でお問い合わせください。

問 (一社)東金青色申告会 ☎0475-52-1284

